

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	松阪市公平委員会
2. 開 催 日 時	令和7年4月25日（金）午前10時00分から午前10時35分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 5階特別会議室
4. 出席者氏名	（委 員）◎川端委員、足立委員、寺本委員（◎委員長） （事務局）総務課 松井課長、中川係長、大喜多 （説明員）橋本職員課長
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0 人
7. 担 当	松阪市総務部総務課 TEL 0598-53-4321 FAX 0598-26-4030 e-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

- （1） 令和6年度の職員の処分について
- （2） 職員団体の登録事項に関する報告について
- （3） 令和7年度研究会等への出席に係る調整について

議事録

別添ファイルのとおり

松阪市公平委員会委員会議事録

- ・開催日時 令和7年4月25日 午前10時00分～午前10時35分
- ・開催場所 松阪市役所 5階特別会議室
- ・出席委員 川端委員長、足立委員、寺本委員
- ・出席職員 橋本職員課長
- ・事務局職員 松井事務局長、中川書記、大喜多書記

【事務局】

本日は大変お忙しいところ、お集まりくださいます、誠にありがとうございます。
令和7年度第1回公平委員会を開催いたします。

それでは、早速ですが、議事の進行につきましては川端委員長にお願いします。よろしくをお願いします。

【委員長】

本日はお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。ただいまから松阪市公平委員会を開会します。

なお、本日の議事の進行上必要と認めますので、松阪市公平委員会議事規則第4条第2項の規定により職員課職員の出席を認めます。

それでは、事項書の「議題1 令和6年度の職員の処分について」事務局から説明をお願いします。

【職員課】

職員課長の橋本でございます。

用意しました資料5ページある資料ですけれども、それをご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、令和6年度の懲戒処分の内容でございます。それぞれ簡単に概要の説明をさせていただきたいと思います。

まず1ページ目でございますけれども、処分をされたものは、松阪市民病院看護部の職員40歳です。処分の日は令和6年5月10日、こちらにつきましては、令和6年1月1日採用予定の職員募集において、履歴書の改ざん及び前職場の在職期間証明書の変造により給与の不正受給を行っていたものでございます。こちらにつきましては懲戒免職の処分としております。

続きまして、2ページですが、こちらは総務部の課長級職員59歳です。処分の日は令和7年1月31日。こちらにつきましては、上司から指導・注意を受けたにも関わらず、職務上の地位など職場内の優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えた指導等により、部下職員に精神的苦痛を与え、職場環境を悪化させたものでございまして。こちらは減給10分の1、1か月の処分としております。

続きまして、3 ページですが、こちらにつきましては、産業文化部の課長補佐級の職員 50 歳男性でございます。処分の日は令和 7 年 3 月 14 日でこの職員が令和 5 年度に建設部に在籍していた当時、小規模修繕工事において、地方自治法第 234 条第 1 項、第 2 項及び施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の主旨に背く行為となる分割発注工事を行ったものでして、これにつきましては戒告処分としております。

以上、昨年度の懲戒処分の内容でございますけれども、市民の方には大変ご迷惑をおかけしました。
以上でございます。

【委員長】

議題 1 について職員課から、令和 6 年度の職員の処分の報告がありましたが、何かご質問はございませんか？

【委員】

なぜ分割発注にする必要があったのか。

【職員課】

本来であれば修繕工事等の発注の際、本来であればまとめて発注し、30 万円以上であれば入札等を行う必要があるところ、分割発注にすることによって入札手続きを省略していたということです。

【委員長】

何かほかにご質問等がございますか？

ありがとうございました。職員課の方は退席してください。

続きまして、「議題 2 の職員団体の登録事項に関する報告について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

昨年度に提出されました届出につきまして、ご説明を申し上げるものでございます。

毎年度自治労松阪市民病院職員組合及び松阪市職員組合から役員改選に伴い職員団体登録事項変更届が提出されております。令和 6 年度に提出されましたものにつきまして市民病院のほうから順にご説明申し上げます。

それでは資料 2 の 1 ページから 2 ページをご覧ください。

こちらは、自治労松阪市民病院職員組合から、役員の改選に伴い、地方公務員法第 53 条第 9 項及び職員団体の登録に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき令和 6 年 9 月 4 日付けで職員団体登録事項変更届が提出されました。

松阪市民病院職員組合の新役員の職氏名、住所などが記載されております。

役員の総数は、31 人です。

資料 4 ページから 5 ページにかけてございますように、今回の選挙が公正に執行さ

れたことを証明する役員選出証明書も提出されており、役員改選につきまして、令和6年8月22日に公示され、同年8月29日に組合員394人のうち285人による投票の結果、新しい役員が決定いたしました。

続きまして、資料7ページをご覧ください。自治労松阪市職員組合から役員の改選に伴い、地方公務員法第53条第9項及び職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき令和7年3月31日付けで職員団体登録事項変更届が提出されました。

松阪市職員組合の新役員の職氏名、住所などが記載されております。

役員の総数は、執行委員長から特別執行委員まで29人でございます。

つぎに、資料8ページをご覧ください。こちらは、今回の選挙が公正に執行されたことを証明する役員選出証明書で、役員改選選挙につきまして、令和7年2月17日に公示され、同年3月10日に組合員957人のうち855人による投票の結果、新役員が決定いたしました。なお、先ほど役員総数が29人と申し上げましたが、このページの下段部分に記載された9人については、今年度が任期の2年目である者と、定期大会で承認されている者ですので、信任投票の対象にはなっていません。今回は、この9人を除く20人について、選挙が実施されております。

さて、この公平委員会は、既に登録を受けている職員団体からこのような変更の届出が提出された場合、地方公務員法及び職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届出手続及び記載内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知をしなければならないこととなっております。

事務局におきまして、「変更内容が正確に記載されているか？」ということと、「適正に選挙が執行されたかどうか？」ということ、それから「信任選挙の対象となった者の得票が過半数を越えているか？」の3点について確認したところ、全ての点について不備がないことが確認できましたので、申し添えさせていただきます。

報告は以上です。

【委員長】

議題2について事務局から、職員団体から提出された書類について内容を確認したうえで不備がないという報告がありましたが、何かご質問はございませんか？

ないようですので、「自治労松阪市民病院職員組合」及び「自治労松阪市職員組合」から提出された登録事項変更届については、これを適正なものとして本委員会に登録することとします。

【事務局】

ありがとうございました。議題2についてはご承認いただいたということで、この会議が終了した後に、委員の皆様から決裁に印鑑を頂戴したいと存じますのでよろしくお願いいたします。

【委員長】

続きまして、議題3の「令和7年度各研究会日程」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

令和7年度研究会日程ですが、開催月、開催地など事項書に記載のとおりでございます。詳細等につきましては、開催案内状が到着次第、事務局から委員の皆様にご連絡をいたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、東海支部の総会等につきましては、5月26日(月)に静岡県富士市にて予定されておりまして、東海支部事務局への報告の締め切りの都合上、事前に委員のみなさまにご予定をお伺いしましたところ、みなさまご出席いただけるというご連絡をいただきましたので、出席する旨東海支部事務局に報告いたしました。当日は事務局から1名(松井課長の予定)も出席します。

このほか、全国公平委員会連合会本部研究会7月、総会が11月に予定されております。また三重県支部の総会等が10月中旬に熊野市で開催予定ですが、

本日は、7月の研究会と11月の総会(どちらも東京)につきまして、この機会に各委員の御出席についてお決めいただきたいと思います。 よろしくをお願いします。

<参加する研修会の調整>

【委員長】

それでは決定しましたとおり各研修会への出席をお願いします。事務局は、それぞれの詳細がわかり次第、出席予定の委員さんへ通知してください。

さて、これで本日の議事につきましてはすべて終了しました。事務局又は委員さんで他に連絡事項はありますか。

【委員長】

各委員さんは、日程を調整いただいたうえで、各研修会へ御出席いただきますようお願いいたします。事務局は、それぞれの研修会の詳細がわかり次第、それぞれの委員さんへ通知してください。

さて、これで本日の議事につきましてはすべて終了しました。事務局又は委員さんで他に連絡事項はありますか。

【事務局】

先ほど議題2においてお願いしましたとおり、委員会終了後に委員のみなさまには決裁をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】

ほかに何かありませんか？

なければ、本日の公平委員会は閉会いたします。

本日はどうもご苦勞様でした。